

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめへの対応

いじめが発見された場合（疑われる場合も含む）、校長の指示のもと「いじめ防止推進委員会」が中心となり、迅速に対応し、事実確認、被害生徒のケア、加害生徒へ指導等、問題の解消までを行う。

○対応の流れ

- ①速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ②「いじめ防止推進委員会」を開き、対応を協議する。
- ③いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への報告を行う。
- ④保護者と連携を図りながら、一定期間、適切な措置を講ずる。
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有する。
- ⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめの場合教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

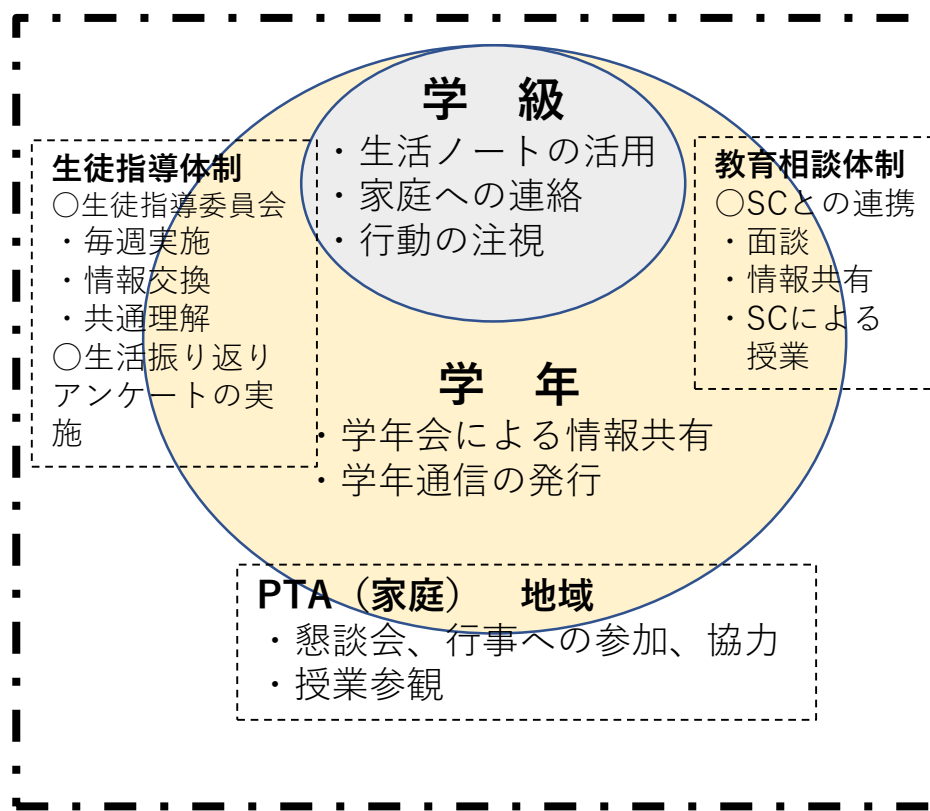
【学校教育目標】

高い知性と豊かな心をもち、心身ともに健康で、強く逞しく生きる生徒を育成する。

「自分と他者を尊重し、自ら考え行動する
～明るく、元気に、前向きに～」
(目指す生徒像)

向学（知）	学ぶ意欲と向上心をもつ生徒
克己（体）	心身ともにたくましい生徒
優雅（徳）	自他のよさを認め合える生徒

いじめの早期発見



いじめの未然防止

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけとともに、生徒一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土、安心安全な風土を醸成する。また、学校活動全体を通して、**いじめは決して許されない**ことを生徒に理解させる。

①自己有用感に裏付けられた自己肯定感の育成

- ・各授業において学びあいを位置づけ、主体的対話的な深い学びの実現を図る
- ・各行事の充実を図る（主体的な取組）
- ・学校生活の充実及び活性化を図る（生徒会活動・部活動・常時活動等）

②豊かな心および人権感覚の育成

- ・道徳及び人権教育の充実

③情報モラルの推進

- ・SNS講演会の実施
- ・啓発用リーフレット等の配付

④学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する胎生の構築

- ・小中高の連携
- ・PTAとの連携
- ・関係機関との連携